

## 第47回 患者情報漏洩と病院の責任

北海道医師会顧問弁護士 黒木俊郎

黒木法律事務所 弁護士 加畑裕一郎

Q. 病院の院長ですが、当院で発生した患者情報漏洩事件について質問します。

患者 A は地元では有名な B 社の社長ですが、肺癌の診断で当院に入院中であり、主治医は、A に病名と予後を告知してあります。しかし、A は、肺癌が世間に知れると B 社の信用に関わるので、世間には胃潰瘍で入院していると嘘の発表をしていました。ところが、先日、B 社の取引先から B 社に「A 社長が肺癌で入院中と聞いたが、本当ですか」という問い合わせがあったそうです。

驚いた A は、院長である私に対し、「医師か看護師が病名を漏らしたとしか考えられない。すみやかに犯人を特定して報告してくれ。病院で犯人を見つけられないなら、警察に調べてもらう。」と要求してきました。

さっそく当院で調査したところ、情報漏洩をしたのは病棟の看護師 C でした。C は友人から「有名な B 社の社長が君の病院に入院しているらしいね」と聞かれ、得意になって自分が A の看護をしていることを話しているうちに、病名が肺癌であることまで口走ってしまい、友人の口から町内に噂が広まったことが判明しました。

私は院長として、この事実を正直に A に報告するほかないと考えていますが、その後、どのような展開になるのか心配です。

質問 1 看護師 C は、刑事責任を問われますか。

質問 2 当院や主治医は、法的責任を問われますか。

質問 3 私は院長として、どのような方針で A と話し合いをすべきでしょうか。

---

A. 回答 1 看護師 C が刑事責任を問われる恐れはあります。その場合の罪名は「保健師助産師看護師法違反」となります。しかし、それは A が怒って刑事告訴するなど、強硬に処罰を求めた場合の話であり、貴院が速やかに調査結果を報告して謝罪すれば、告訴までされないで終わることが期待できます。

回答 2 看護師が患者情報を漏洩した行為は、民法上の不法行為にも該当するので、看護師本人だけでなく、その使用者である病院にも損害賠償責任があると判断します。

しかし、主治医の方は、患者情報を漏洩していないので、法的責任を問われることはありません。

回答 3 A に院内調査結果を報告し、情報漏洩について謝罪するとともに、慰謝料を支払う方向で示談交渉を開始することをお勧めします。なお、末尾で紹介した参考裁判例は、看護師が自分の夫に患者の病名や余命を漏洩した事件です。患者の遺族が病院に慰謝料等計 330 万円を請求して提訴し、裁判所は、総額 110 万円の支払を命じています。

---

## 質 疑 応 答

**院 長**：医師が患者の秘密を漏らすと処罰されることは知っていましたが、看護師も同じなのですね。

**弁護士**：医師の場合は、刑法の秘密漏示罪（刑法第134条1項）に該当しますが、看護師の場合は刑法に規定がないので、保健師助産師看護師法違反で処罰されます。このように処罰規定は違いますが、刑罰の重さは、同じで、「6月以下の懲役又は10万円以下の罰金」となっています。

**院 長**：当院の事件では、看護師Cの処罰を避けるためにも、当院が患者に謝罪し、示談交渉をする必要があるのですね。

**弁護士**：そうです。病院とCが誠意を持ってAに謝罪すれば、Aがあえて刑事告訴まですることは、ほぼありえないと思います。

**院 長**：Aと示談する場合、慰謝料はどの程度払えばよいでしょうか。

**弁護士**：今回の場合、病院から金額提示をせず、Aの希望額をお聞きになったらいかがですか。Aの社会的地位やB社の業務への悪影響などの実害を考えると、慰謝料は、参考判例の110万円より高額になるべきかも知れません。しかし、Aが最も求めているのは、情報漏洩をした犯人の特定と謝罪であり、金銭ではないので、「お金は要らない」と言う可能性もあると思います。

**院 長**：参考裁判例には、「病院は従業員が職務上知り得た秘密を勤務時間の内外、勤務場所の内外を問わず漏洩しないよう監督する義務を負っていた」と書いてあります。そうすると、当院でも、日頃から情報漏洩防止の教育をしておく必要がありますね。

**弁護士**：その通りです。今回の事件を教訓として、院内で情報漏洩防止の研修会を開催し、全従業員から「患者情報を漏洩しない」という誓約書を提出させることをお勧めします。

### 参 考 法 令

情報漏洩に関する罰則

刑法第134条1項

医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護士、公証人又はこれらの職にあった者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。

保健師助産師看護師法第42条の2

保健師、看護師又は准看護師は、正当な理由がなく、その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保健師、看護師又は准看護師でなくなっ

た後においても、同様とする。

同法第44条の3第1項

第42条の2の規定に違反して、業務上知り得た人の秘密を漏らした者は、6月以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する

### 参 考 裁 判 例

#### 【事案の概要】

原告Xは、ユーイング肉腫に罹患して被告Y病院に入通院していた患者Aの母親であり、飲食店経営者である。Xは、Aの主治医から、Aが回復不可能であることや、余命が半年しかないことは告げられていなかった。

Y病院の看護師Bは、Aがユーイング肉腫に罹患していること、Aの余命が半年しかないことを知っており、そのことを自宅でも夫Cに話した。その際、Bは、Aの母親Xが経営する飲食店の名前も教えた。

Cは、Xの経営する飲食店に行き、帰り際にXに対して「娘さん(Aのこと)、長くないんだって」「あと半年の命なんやろ」などと述べた。これに驚いたXがCに問いただしたところ、「俺は病院関係者に知り合いがいる、病院関係者はカルテを見れば余命がだいたいわかるんだ」などと述べた。Xは、Cから突然娘Aの病状を告げられ、精神的苦痛を被った。

Y病院でAの病状が第三者に漏洩された原因を調査したところ、看護師Bが夫CにAの病状を漏洩したことを認めた。

その後、Aは、ユーイング肉腫により死亡した。Xは、Yに対して、不法行為に基づき慰謝料等計330万円を請求した。

#### 【裁判の結果】

① 大分地裁平成24年1月17日判決  
裁判所は、Bが自宅でも夫に話した行為は、病院の事業の執行について行われたものではないと判断し、原告Xの請求を棄却した。

② 福岡高裁平成24年7月12日判決（裁判例①の控訴審）

裁判所は、Y病院は従業員が職務上知り得た秘密を勤務時間の内外、勤務場所の内外を問わず漏洩しないよう監督する義務を負っていたから、Y病院の従業員である看護師BによってなされたAの病状等の漏洩行為は、病院の事業の執行について行われたものであると認定し、X（控訴人・一審原告）の請求を一部認容した。

認容額 110万円